令和６年能登半島地震で被災された方への
受験特別措置（入学検定料免除）について

この度の令和６年能登半島地震により被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

新潟食料農業大学では、令和６年能登半島地震にかかる災害救助法の適用地域にお住まいの本学入学志願者に対し、下記のとおり受験特別措置を講じることをお知らせ致します。

１．受験特別措置の対象者について

①志願者本人または主たる家計支持者が「令和 6 年能登半島地震」により災害救助法が適用されている地域に居住している者で、この被災により罹災証明書の交付を受けた方

②主たる家計支持者が「令和６年能登半島地震」により死亡または行方不明となっている方

●災害救助法の適用地域は、下記の URL から確認いただけます。

＜内閣府　災害救助法の適用状況＞

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

２．特別措置内容および申請方法について

本学において２０２４年１月１日（月）から３月３１日（日）迄に実施されるすべての入学者選抜試験について、その**入学検定料を免除**します。入学検定料はいったん全額納入していただきます。志願する入学者選抜試験の出願書類とともに３に示す必要書類を同封して本学入試事務室まで提出してください。本学にて審査を行った後、免除措置の対象者として決定しましたら、納入済みの入学検定料を指定口座に返還します。なお、出願期間内に必要書類の提出が困難な場合は、必ず申請前に本学入試事務室へご相談ください。

３．必要書類について

１）被災者入学検定料免除措置申請書

２）対象者資格を証明することのできる以下の書類

（１）受験特別措置の対象者①に該当する方

●罹災証明書

（２）受験特別措置の対象者②に該当する方

●被災による死亡または行方不明を証明できる書類　※死亡診断書、戸籍抄本、行方不明証明書　等

食の総合大学で学ぶ
新潟食料農業大学
食料産業学部／食料産業学科／[2年次選択コース]アグリコース・フードコース・ビジネスコース

＜入試事務室＞〒959-2702　新潟県胎内市平根台
TEL　0254-28-9840　　FAX　0254-28-9841
E-mail　nyuusi@nafu.ac.jp